

市民的及び政治的権利に関する委員会からの
質問事項に対する日本政府回答（仮訳）
（第5回政府報告審査）

問1. 第4回定期報告の審査以後、締約国の裁判所又は行政当局において本規約の規定が直接援用された事例とその結果につき、情報提供願いたい。

（答）

訴訟において原告側が本規約の条項を引用して争っている場合に、裁判所が国内の法律・規則等の当該条項違反の有無を判示している例（第4回定期報告の審査以後のもの）は次のとおりであり、最高裁判所において法律・規則等が規約違反とされたものはない。

- 最高裁判所1998年11月10日第三小法廷判決
我が国に在留する外国人について指紋押なつ制度を定めた外国人登録法14条1項が本規約の各規定に違反すると解することはできないとした裁判例。
- 最高裁判所2000年6月13日第三小法廷判決
刑訴法39条3項（検察官等による接見指定）の規定は本規約14条3項（b）及び（d）に違反するものではないとした裁判例。
- 最高裁判所2000年9月7日第一小法廷判決
受刑者との接見時間を30分以内と定めた監獄法施行規則121条本文の規定及び接見には監獄職員の立会いを要する旨を定めた同規則127条1項本文の規定は、本規約14条に違反しないとした裁判例。
- 最高裁判所2001年9月25日第三小法廷判決
不法残留者を保護の対象としていない生活保護法の各規定が、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに本規約並びに国際連合第三回総会の世界人権宣言の各規定に違反すると解することはできないとした裁判例。
- 最高裁判所2002年9月9日第一小法廷判決
戸別訪問禁止、文書頒布規制等を定める公職選挙法の各規定がいずれも本規約19条、25条に違反しないとした裁判例。
- 最高裁判所2002年9月10日第三小法廷判決
戸別訪問禁止、事前運動禁止等を定める公職選挙法の各規定がいずれも本規約19条、25条に違反しないとした裁判例。
- 最高裁判所2003年9月5日第二小法廷判決
在監者の信書の発受に関する制限を定めた監獄法50条及び同法施行規則130条の規定は、本規約14条3項、17条に違反しないとした裁判例。

問2. パリ原則（1993年12月20日 国連総会決議48／134 別添）に従い、独立した国内人権機構を設立することに関してのこれまでの進展及び同機構設置のために要するタイムフレームにつき、最新の情報を提供願いたい。

（答）

政府は、2002年3月、新たに独立の行政委員会及びこれを担い手とする人権救済制度を創設する人権擁護法案を国会に提出したが、同法案は、2003年10月、衆議院の解散に伴って廃案となった。

同法案は、1996年12月に成立した人権擁護施策推進法に基づいて設置された人権擁護推進審議会による2001年5月及び12月の各答申を踏まえて立案されたものである。

政府は、同答申を踏まえた、独立した国内人権機構を設立する法案の国会への提出を目指すべきものと考えているところ、救済の対象となる人権侵害の範囲や人権委員会の権限等について、様々な議論があることから、現在、法務省において検討を進めている。

問3. 本規約の第一追加議定書の加入可能性に関し、締約国の現在の立場について最新の情報を提供願いたい。

(答)

B規約第一選択議定書に規定する個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられるが、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあると考えられるため、制度の導入の可否につき、運用状況等を見つつ真剣かつ慎重に検討を行っている。

具体的には、政府においては、自由権規約委員会等に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、委員会や関係国の対応等について研究を実施している。

問4. 前回の本委員会の最終見解を考慮し、締約国は「公共の福祉」に基づき本規約上の権利に付し得る制限を撤廃したか。

(答)

「公共の福祉」とは、主として、人権相互間の調整を図るとの理念の下、人権保障といえども絶対無制約ではなく、一定の制約がある旨を示す概念である。

そして、実際に人権制約の是非が問題となる場合、例えば、我が国の最高裁判所は、条例の規制が集会の自由を侵害するか否かが争われた事案について、「弊害を防止しようとする規制目的の正当性、弊害防止手段としての合理性、この規制により得られる利益と失われる利益との均衡」を具体的に検討した上で、判断を示している（最高裁平成19年9月18日判決）。

このように、我が国において、「公共の福祉」は、国家による恣意的な人権制約を許容する根拠となるものではなく、我が国が、「公共の福祉」という概念を根拠として、恣意的に人権を制約することはない。

問5. 締約国は、父子関係を決定するために必要である場合に女子のみ離婚後6ヶ月間再婚を禁止すること、及び女子（16歳）と男子（18歳）の最低婚姻年齢の差を含む、民法中の差別的な条項の撤廃を検討しているか否か示されたい。

（答）

1996年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この要綱における改正事項として、婚姻適齢（最低婚姻年齢）を男女共に満18歳とすること、再婚禁止期間を100日に短縮することなどを内容とする提言がされた。この民法改正の問題は、婚姻制度や家族の在り方に関わる重要な問題であり、国民各層や関係方面で様々な議論があることから、現在国民の意見の動向を注視している状況にある。

なお、再婚禁止期間の規定（民法第733条）は、女性が、前婚の解消後、短期間のうちに再婚して子を産んだ場合、その子の嫡出推定が前婚の夫と後婚の夫との間で重複し（民法第772条参照）、父親を確定することが困難になることから、これを回避するための手段として設けられたものであり、父子関係をめぐる紛争を未然に防ぐという合理的な理由に基づく制度である。

また、婚姻は、社会の基礎的単位である家族を新たに形成する行為であるから、ある程度の成熟に達していない者には認めるべきでなく、それゆえ、法律は、婚姻に必要な成熟に達していないおそれのある若年者の婚姻を一律に禁止している。しかし、男女の間には、肉体的・精神的側面において、婚姻に必要な成熟に達する年齢に差異がある。婚姻適齢に男女の差異を設けることは、このような男女の肉体的・精神的側面の差異に対応したものであって、合理性がある。

問6. 国会、内閣、地方議会、司法組織、国家及び地方公務員の中の指導的地位において、女性が占める割合を30パーセントにするという現在の目標を超え、平等を達成するためにとられている施策につき情報を提供願いたい。

(答)

男女共同参画社会の形成にあたっては、女性の政策・方針決定過程への参画を促進することが重要である。このため、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待」という目標を、2005年に策定された第2次男女共同参画基本計画においても重点事項の1つとして明記し、取組を進めている。

女性の参画の拡大のために一層戦略的な取組が必要とされることから、2008年4月に男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」を策定したところである。当該プログラムは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革の3つを施策の基本的方向として打ち出すとともに、2010年度までの具体的取組を定め、あらゆる分野における女性の参画の加速を図っている。

特に、国家公務員については、当該プログラムにおいて、活躍が期待されながら女性の参画が少ない分野として、3つの重点分野の一つとし、2010年度末までに、2005年度現在1.7%である本省課室長相当職以上に占める女性の割合を5%程度とする旨の目標を設定する等の取組を進めているところである。また、地方公務員についても、女性職員の登用促進に向けた取組を推進するよう要請等しているところである。

なお、国の審議会等における女性委員の割合については、2007年9月末現在32.3%となっており、既に30%の目標を達成したところ（2005年9月末に達成）。現在は、2020年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成すること、また当面の目標として2010年度末までに33.3%とすることを目標とし、取組を進めている。

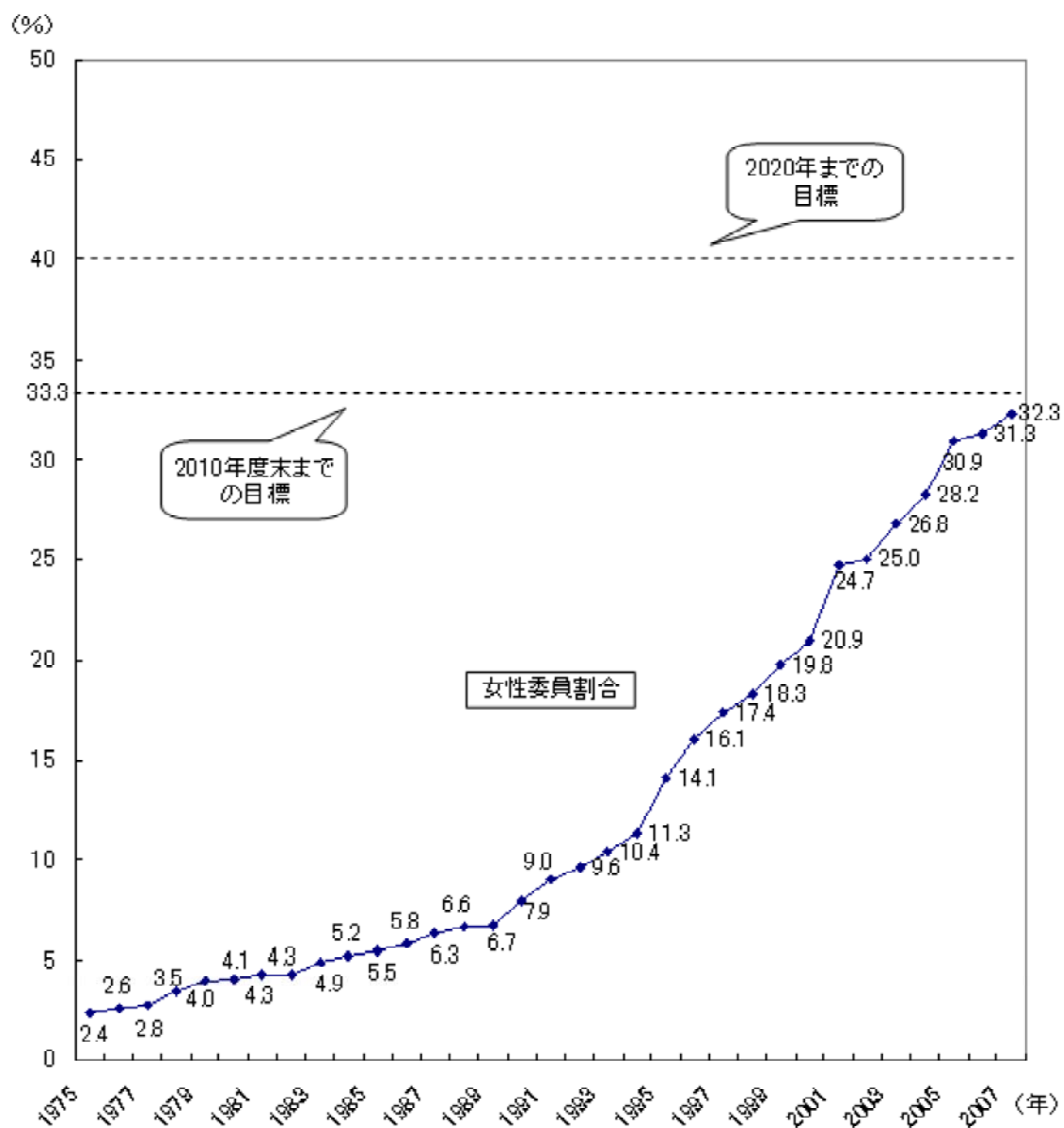
国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

調査時点	審議会 総数	女性委員を含む 審議会数	女性委員を含む 審議会の割合 (%)	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員の 割合(%)
1975年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4
1980年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
1985年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
1990年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9
1991年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0
1992年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6
1993年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4
1994年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3
1995年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1
1996年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1
1997年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4
1998年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3
1999年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8
2000年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9
2001年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7
2002年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0
2003年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8
2004年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2
2005年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9
2006年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	31.3
2007年9月	113	111	98.2	1,872	604	32.3

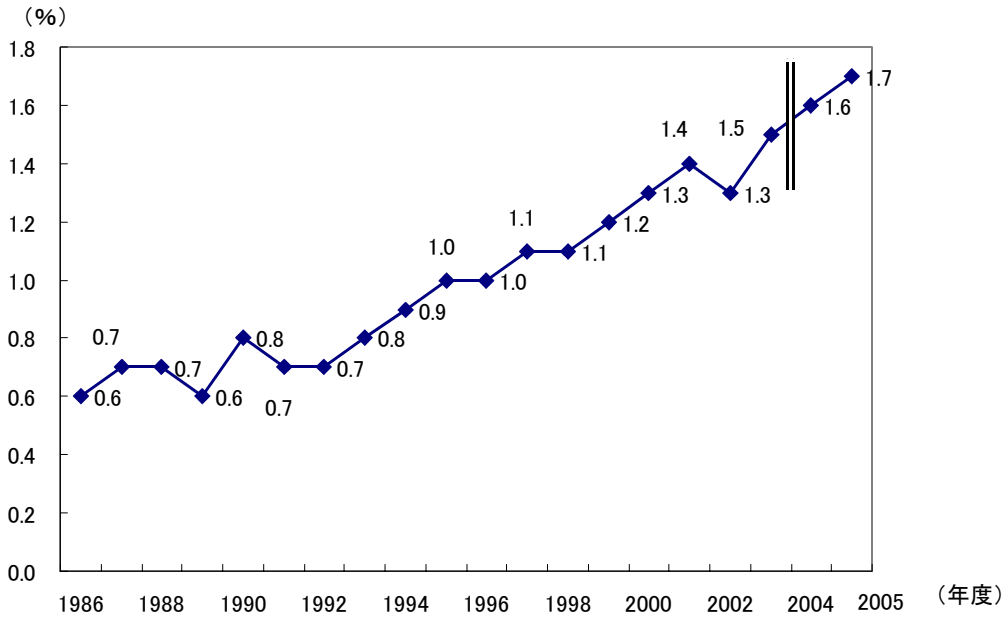
国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び54条に基づく国の審議会等（調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命中であるもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。）を対象に、内閣府が調査した。

国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

平成 19 年 9 月 30 日現在

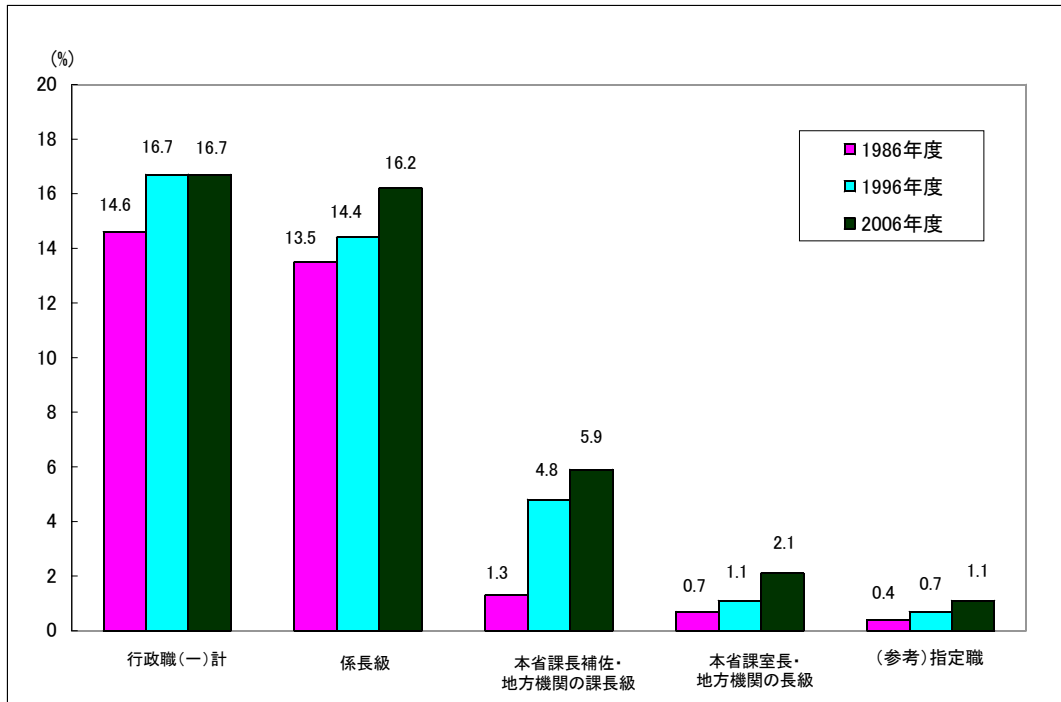


国家公務員管理職に占める女性割合



- (備考) 1. 2003年度までは人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、2004年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 調査対象は、2004年度以前と以降で異なっている。

一般職国家公務員の役職段階別の女性割合(行政職(一))



- (注) 1 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。
 2 1986年度、1996年度は各年度末、2006年度は1月15日現在の割合。
 3 係長級は、行政職俸給表(一)4～6級(2006年度は3、4級)、本省課長補佐・地方機関の課長級は同7、8級(同5、6級)、本省課室長・地方機関の長級は同9～11級(同7～10級)の適用者に占める女性の割合。

問7. 民間における幹部を含む管理職への女性の雇用を促進するための施策につき、情報を提供願いたい。締約国は、女性への特別な訓練、キャリアパスに基づく人事制度の再検討、事務職コースから管理職コースへの転換の促進、そして男女雇用機会均等法における間接差別の定義の拡大と、右に対する制裁の強化といった施策を検討したか。

(答)

我が国における女性の管理職割合は、長期的には上昇傾向にあるものの、依然として低い状況にあることから、女性の管理職への登用を促進することは重要な課題であると認識している。

このことから、(1) 募集・採用・配置・昇進等についての差別や間接差別(注)を禁止した男女雇用機会均等法の履行確保、(2) 女性活躍推進に向けた雇用管理の改善等に関する研修の開催や好事例の紹介、などによるポジティブ・アクションの促進により、企業の雇用管理において、女性が不当な差別を受けることがないようにするとともに、女性の管理職への登用の促進を図っているところである。

(注) 間接差別の禁止については、2006年の男女雇用機会均等法改正(2007年4月施行)において措置されたところであり、合理的な理由なく、①募集・採用における身長・体重・体力要件、②総合職の募集・採用における全国転勤要件、③昇進における転勤経験要件を設けることを違法としている。

改正法の施行後間もないこともあり、間接差別の対象範囲の拡大や制裁の強化は行っていないが、間接差別の対象範囲については、今後の施行状況等を見つつ、必要な見直しを行うこととしている。

問 8. 締約国は、刑法 177 条における強姦の定義を、配偶者による強姦を含めることを視野に入れて見直すことを検討しているか示されたい。女性勾留者を含め、性別に基づく暴力の被害者を保護し支援するため、どのような施策がとられているか。例えば、女性の容疑者、勾留者、受刑者には女性職員が同行しなくてはならないとする規則を厳格に適用すること、警察官、検察官、裁判官及びその他法執行官に対して、性別に配慮した研修を義務的に行うこと、及び、被害者が中・長期的な避難場所とリハビリテーション・プログラムを利用する機会を与えるとともに、カウンセリングと救急医療を確保するといった施策が考えられる。

(答)

我が国の刑法 177 条は、配偶者による強姦についても処罰の対象としている。

性別に基づく暴力の被害者の保護・支援のための施策として以下の例が挙げられる。

(1) 女性の被疑者、勾留者、受刑者に対する配慮

女性被疑者の取調べに当たっては、性的不適正事案防止のため、必要に応じて、取調べに女性警察官を同席させるなどの配慮をしている。加えて、捜査の一環として、女性の身体捜索をする場合は原則として成年女性を立ち合わせなければならず、女性の身体検査をする場合は必ず医師又は成年の女子を立ち合わせなければならず、また、女子を裸にしての任意の身体検査は全面的に禁止されている。

留置施設においては、女性の被留置者の処遇は可能な限り女性警察官が行うこととしており、特に身体検査及び入浴の立会いは女性警察官又は女性職員が行うこととしている。また、女性の被留置者の処遇を女性警察官が担当する女性専用の留置施設の整備を推進している。女性専用施設に留置できない場合であっても、居室外の処遇は複数の看守で行う、居室にはできるだけ複数で留置し、一人で留置した場合には、幹部職員の巡回を強化するなどしている。現状では、女性の被留置者全員を女性専用留置施設に留置することは不可能であるが、引き続き専用施設の増設や職員研修の充実等を行っていききたい。

刑事施設においては、女子刑務官の配置の拡大、適正処遇を維持していくための職員研修の充実を図ったほか、女子被収容者の居室の開扉は原則として女子職員が行い、男子職員のみにより女子被収容者の運動や面会の立会をせざるを得ない場合は、原則として複数の男子職員で実施することとするなどの配慮をしている。また、女性に対する不適正な処

遇を防止するため、女区廊下に設置してある監視カメラ等による監視体制の充実を図り、幹部職員による巡回を強化するなどし、適正な処遇を担保している。

現在の刑事施設における職員構成からすると、女子の被収容者の処遇に当たる職員をすべて女子の職員にすることは困難であるが、今後とも、女子刑務官の配置の拡大等を図っていきたい。

(2) 性犯罪の被害者への対応

各都道府県警察においては、性犯罪の被害者の精神的負担の軽減、性犯罪の被害の潜在化防止を図るため、①性犯罪の捜査の指導・調整、発生状況等の集約、専門捜査官の育成等の担当官設置、②被害者からの事情聴取を始めとした性犯罪の被害者に関わる業務を女性警察官が担当、③性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を電話で受け付ける制度や性犯罪被害者のための相談室を設置し、女性の警察官が対応する等の措置を採っている。また、緊急避妊等に要する経費の措置、産婦人科医とのネットワーク構築等の施策も推進している。

(3) 裁判官等への研修

裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、任官時を含めて、新しい職務又はポストについての裁判官等に対して実施する各種研修の中で、DVやジェンダーに関するものなど、性別に配慮した各種講演を実施していると承知している。

(4) 法執行官への研修

入国管理局における義務研修である「入国管理局関係職員初等科研修」、「入国警備官初任科研修」及び「入国管理局関係職員中等科研修」の国際法の講義において自由権規約に触れているほか、中等科研修においては国際移住機関（IOM）等の関係機関から講師を招いて人身取引事案等に焦点を当てた講義を実施しており、同事案に対する意識の向上及び知識の習得を図っている。また、2008年人権研修では、各関係機関から講師を招いて、人身取引事案のみならず、DV事案にも焦点を当てた講義をしている。

矯正施設に勤務する職員に対する研修については、矯正研修所に職員を入所させ、新採用職員に対する研修、初級幹部要員に対する研修、上級幹部要員に対する研修等を実施しているところ、これら研修において、配偶者暴力防止法の趣旨、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力の防止や男女共同参画等について講義を行っている。

また、各矯正施設において、女子被収容者に対する処遇場面などを想定したロールプレイング研修や事例研究研修などの職場内研修を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

警察では、新たに採用された警察職員や昇進した警察職員に対して義務づけられている警察学校での研修や、犯罪捜査、留置業務、被害者対策等に従事する警察職員に対する各種の専門的な研修等において、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識、技能等を習得させるための教育を行っており、その中で、女性被疑者、女性被留置者への適切な対応や女性に対する暴力の被害者への保護、支援等に関する教育も行っている。

問9. 締約国は、家庭内暴力犯罪に最低刑を導入し、又、家庭内暴力を職権上の起訴を条件とする刑法犯罪として扱う意向があるか示されたい。家庭内暴力の被害者を一層保護し、支援するためにどのような施策がとられているか。すなわち、法的救済の強化、電話や電子メールによる脅迫を含めた保護命令の厳格な執行・拡充、被害者への中・長期の支援とリハビリテーションを提供するシェルター数の増加、虐待を行う配偶者からの隔離又は離婚後の外国人被害者の日本在留の許可、あるいはシングルマザーの雇用へのアクセスと経済的支援の強化といった施策をとっているか。

(答)

1. 家庭内暴力犯罪

我が国の刑法は、家庭内で犯された暴力犯罪も、そうでない暴力犯罪も、いずれも暴行・傷害罪等として処罰する立場を取っている。このうち、家庭内暴力犯罪についてのみ、その法定刑を、一般の暴力犯罪よりも重くすることは、相当でないと考えられる。家庭内における暴行・傷害等には、その動機、態様、結果の重大性等において様々なものがあり、一般的・典型的にその他の暴行・傷害罪等よりも犯情が悪質であるとはいえないからである。また、犯情が悪質な家庭内暴力犯罪については、一般の暴行罪・傷害罪等の法定刑の範囲内で、適正に処罰できるものと考えている。

(参考条文) 刑法

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

我が国では、家庭内の暴力についても、殺人罪、傷害致死罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪等の処罰規定の適用が排除されるものではなく、また、起訴に当たって、被害者による告訴が必要とされているものでもない。

2. 家庭内暴力の被害者の保護・支援

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づき、婦人相談所その他の適切な施設において、180カ所(2008年4月1日現在)の配偶者暴力相談センターが設置されている。

同支援センターでは、配偶者からの暴力に係る相談、医師や心理判定員等の連携による医学的又は心理的な援助、婦人相談所や民間シェルター等における一時保護、就業の促進や住宅の確保といった

自立支援等を行っている。また、被害者は一時保護所を退所した後も、必要な場合には婦人保護施設に入所し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を受けられる。

家庭内暴力被害者及び同伴家族の一時保護については、47都道府県に各1箇所ある婦人相談所が自ら行うほか、一定の基準を満たす者に一時保護の委託が可能とされている。一時保護委託先施設数は、2004年度に168箇所、2005年度に198箇所、2006年度に229箇所、2007年度に256箇所であり、被害者を保護するシェルター数は年々増加している。一時保護委託費も2008年度に充実したところである。

また、被害者が配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きい時には、被害者からの申立により裁判所は配偶者に対して保護命令を発令することが可能である。保護命令には(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令(電子メールを含む)、(3)被害者の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)退去命令の5種類があり、期間は(1)～(4)は6ヶ月間、(5)は2ヶ月間となっている。保護命令の発令件数は年々増加傾向にあり、2001年に配偶者暴力防止法が制定された後の2002年には1,128件(新受件数1,426件)であったのに対し、2007年には、2,186件(新受件数2,779件)となっている。

家庭内暴力被害者の自立支援を充実させるため、厚生労働省は、一時保護の体制強化として、離婚や在留資格などに関する弁護士等による法的な援助や調整の実施、一時保護所等への心理療法担当職員の配置、就職やアパート等の賃借に係る身元保証人の確保等に取り組んでいる。

婦人相談所等が発行する証明書等により、配偶者とは異なる医療保険に加入する手続きが容易になっているほか、2008年度からは配偶者が受給していた児童手当の受給者変更も容易になった。また、基礎年金番号の変更、住民基本台帳事務における支援措置により、配偶者からの追及を回避する手段も講じられており、配偶者からの隔離を支援している。

シングルマザーの雇用のアクセスについては、家庭内暴力被害により夫から逃げている母も含めた母子家庭の母に対して、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供など一貫した就業支援等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業等の就業支援策を実施しており、母子家庭等就業・自立支援センター事業において在宅就業を希望する者を対象と

したセミナーを行う事業を創設する等、施策の充実を図っているところである。また、就職が困難な状況にあるが就労意欲のある母子家庭の母等の自立・生活の向上を図るため、ハローワークと福祉事務所が連携して個々の対象者の態様・ニーズ等に応じた就職支援を実施している。

経済的支援として、父母等の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、母親または養育者に対し児童扶養手当を支給しているほか、母子寡婦福祉貸付金制度により、就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金の無利子貸付等を行っており、貸付限度額の引き上げ等の改善を図ってきたところである。

また、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められていることから、外国人被害者の保護を旨とし、在留審査・退去強制の各手続きにおいて、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応することとしている。

入国管理局においては、配偶者暴力防止法の趣旨も踏まえ、人道的保護を促進するため、配偶者からの暴力により、別居又は離婚の状況が発生している者から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、個々の事情を考慮した上で、他の在留資格への変更を許可することとしている。

また、被害者が退去強制事由該当者であった場合にも、個々の事情を考慮した上で、安定的な法的地位を認めるとの観点から、在留特別許可を判断することとしている。

問10. 締約国は、本委員会が前回の最終見解で勧告したように、被逮捕者を保釈の可能性なく23日間の長期に亘り警察署に拘禁する代用監獄制度の組織的使用を制限するために、監獄法（2006年）の改正を検討しているか示されたい。また裁判前の段階における代用措置の使用、被疑者が起訴後の警察の記録に関するすべての資料を利用できること、及びすべての被疑者がその逮捕の瞬間から国選弁護人を利用できることを確保する施策についての情報を提供されたい。

（答）

1. 代用監獄制度の改正に関する質問

1908年に制定された監獄法は、2005年5月及び2006年6月の2度の改正を経て全面的に改正され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改められている。

以前の代用監獄制度は、同法により、起訴前の被勾留者を含む未決拘禁者等を刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができるとする代替収容制度に改められた。

我が国の警察においては、従来から、捜査員が留置施設内に留置されている被疑者の処遇をコントロールすることを禁止し、捜査を担当しない部門に属する留置担当官が被留置者の処遇を行うという捜査機能と留置機能の分離を組織上及び運用上徹底するなど、人権に配慮した処遇を行ってきたところであるが、さらに上記改正において、このような被留置者の人権保障の観点にも十分配慮すべきであるとの趣旨をより明確にする観点から、捜査と留置の分離の原則が法律上も明確に規定された。加えて、同様の観点から、上記改正において、一般の方を委員とする留置施設視察委員会の設置、不服申立て制度の整備等の制度的改善（これらは、捜査と留置の分離に関するチェック機能の強化の意義もある。）がなされた（詳しくは、我が国パンフレット『警察の留置業務』を参照）。

さらに、従前から、被疑者の勾留については、被疑者に逃亡や罪証隠滅のおそれがあることなど、刑事訴訟法所定の要件が満たされる場合に、裁判官が決しているものであり、その勾留場所に関しても、裁判官が、刑事訴訟法等に基づいて、諸般の事情（事案の性質、被疑者の防御上の便宜、施設の収容能力等）を考慮して、その合理的な裁量によって決している等、被疑者の人権保障への配慮がなされている。

我が国の刑事司法は、被疑者の取調べを含む密な捜査とそれに裏付けられた厳格な起訴をその神髄としつつ、起訴前の被疑者の身柄拘束には令状主義と最長23日間の期間制限を設けている。

このように限られた身柄拘束期間の中で、被疑者の取調べ等の捜査を円滑かつ効率的に実施しつつ、被疑者と家族・弁護人等との接見の便に資するためには、全国にきめ細かく設置されている留置施設に被疑者を勾留することが現実的であり、現に重要な役割を果たしていると考えている。

代替収容制度を廃止すれば、先ほど述べた限られた身柄拘束期間中のち密な捜査とそれに裏付けられた厳格な起訴という、我が国の刑事司法の長所を根本から崩壊させることになりかねないという危惧があるが、目下のところ、このような刑事司法の在り方を改め、簡略な捜査と緩やかな起訴に変更すべしとの国民の強い声もないことから、前記刑事収容施設法を直ちに改正し、これを廃止することは適当でないと考えている。

2. 裁判前の段階における代用措置の使用、被疑者による起訴後の警察記録に関する資料の利用

我が国では、起訴前については保釈が認められていないが、起訴後については、裁判前であっても保釈が認められている。

検察官は、取調べを請求する証拠書類及び証拠物については、あらかじめ、被告人・弁護人に閲覧の機会を与えなければならないこととされているほか、2004年の刑事訴訟法改正により導入された公判前整理手続等においては、被告人・弁護人に対し、検察官が取調べを請求した証拠を開示するほか、(1) 検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び(2) 被告人・弁護人が明らかにした主張に関連する証拠についても、開示の必要性和弊害とを勘案して開示するものとされ、開示の要否に争いがある場合には、裁判所が裁定するものとされている。

3. 国選弁護人の利用

現在、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件」につき、勾留されている被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき等に国選弁護人を付すこととされているが、2009年5月から、対象事件を「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」に拡大することとされている。

なお、被疑者の国選弁護人選任請求権の担保のため、司法警察員及び検察官は、逮捕された被疑者に対して、国選弁護人の選任請求に関する事項を教示し、請求に必要な準備を行う機会を与えなければならないとされている。

問 1 1. 取調べの過程において収集された証拠を、検察側が裁判において提出する予定であるものを除いて、起訴時に明らかにする義務なしとする従前の慣行及び弁護側には手続のどの段階においてもその資料の開示を求める一般的な権利がないことに関し、何らかの刑法改正の対応を行ったか。

(答)

我が国においては、検察官は、取調べを請求する証拠書類及び証拠物については、あらかじめ被告人・弁護人に閲覧の機会を与えなければならないこととされていたところ、これに加えて、2004年の刑事訴訟法改正により、十分な争点整理を可能とするため、検察官は、公判前整理手続等において、被告人・弁護人に対し、検察官が取調べを請求した証拠を開示するほか、(1) 検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び(2) 被告人・弁護人が明らかにした主張に関連する証拠についても、開示の必要性和弊害とを勘案して開示するものとされ、開示の要否に争いがある場合には、裁判所が裁定するものとされた。

問 12. 本規約第 6 条 2 項を踏まえ、死刑判決は最も重大な犯罪についてのみ科することができるという義務に関する締約国の立場如何。死刑執行モラトリアムの状況如何。締約国は、死刑判決の減刑を行う法律の制定を検討しているか。

(答)

我が国においては、法定刑として死刑が定められている罪は、殺人、強盗殺人等一定の重大な犯罪合計 18 の罪に限られている上、それらの罪についても、外患誘致罪を除き、懲役刑又は禁固刑を選択することが可能である。

また、死刑の選択の判断も、最高裁判所判決において示された判断を踏まえて、極めて厳格かつ慎重に行われており、その結果、刑事責任が著しく重大な、故意に被害者を殺害する行為を伴う凶悪犯罪を犯した者に対してのみ死刑が科されている。

以上のおり、我が国では、極めて限定された重大犯罪について、極めて厳格な手続を経た上で、死刑判決がなされているものと考えている。

すべての死刑確定者に対する死刑の執行を一般的に停止することは、現在、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ跡を絶たない状況等にかんがみると、適当とは思われない。さらに、死刑の執行が停止された後にこれが再開された場合、死刑確定者に死刑が執行されないという期待をいったん持たせながらこれを覆すことになり、かえって非人道的な結果にもなりかねない。

したがって、すべての死刑確定者に対して一般的に死刑の執行停止の措置をとることは適当でないと考えている。

なお、我が国においては、法律上、死刑確定者に対しても、恩赦による減刑が行われ得ることとされている。

問 13. 死刑裁判に対する義務的な上訴制度を導入し、死刑囚の法的支援へのアクセスを強化し、再審請求期間中の弁護士との通信の秘密性を保証し、そして再審手続き又は恩赦請求による執行差し止めの確保のために、どのような措置がとられたのか。

(答)

我が国の刑事訴訟手続においては、三審制の下で、有罪の認定、刑の量定等について上訴が広範に認められ、また、死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており、現に、死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にあることなどにかんがみれば、死刑裁判に対する義務的な上訴制度を設ける必要はないものと考えている。

2007年6月1日に施行された刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、訴訟の遂行等、死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者と認められる弁護士との信書の発受や面会については、刑事施設の職員による信書の検査や、面会の立会い等の下で、許されるものとされている。死刑確定者と再審請求弁護士との面会については、個別の事案ごとに、立会い等の省略を適当とする事情の有無や、立会い等の省略により刑事施設の規律及び秩序の維持に及ぼす影響、死刑確定者の心情把握の必要性等を考慮しながら、立会等の省略が相当と判断した場合には、これを省略することができる旨定められている。また、再審開始決定が確定した場合には、再審弁護人との信書の発受については、未決拘禁者に関する法律の規定が準用され、弁護人等から受ける信書について、こうした信書であることを確認するために必要な限度で検査を行うように一定の配慮を講じており、面会については、刑事訴訟法39条1項の規定により職員は立会しないこととなる。

死刑執行命令を発するに当たっては、そのもたらす重大な結果にかんがみ、法文上は刑の執行停止事由に当たらないとされている再審請求や恩赦の出願についても、その事情について十分参酌することとしている。他方、仮に再審請求の手續中等には、すべて執行命令を発しない取扱いとすれば、次々と再審の請求が繰り返される限り、永久に刑の執行を為し得ないことになるなどし、刑事裁判の実現を期することは不可能になる。したがって、再審請求中あるいは恩赦出願中のすべての死刑確定者について、死刑の執行命令を発しないものとするとは適当でないと考えられる。

問14. 独居房、軽屏禁、保護房を制裁措置として多用することの制限、このような措置の決定に対して審査を行う独立機関の設立、あるいは死刑囚がしばしば長期に亘り独居房監禁されている規則の緩和につき何ら対策をとっているか。

(答)

受刑者を昼夜単独室処遇に付する決定及びその期間を更新する決定は、刑事施設の関係職員からなる審査会において慎重に検討し、必要に応じ、心身の状態に関する医師の意見その他本人の処遇に関する専門職員の意見等を聴いた上で行われている。昼夜単独室処遇に付された者については、必要に応じ職員が面接して集団処遇に移行する意思を持たせるよう努めたり、精神科医師による診察を実施するなど、昼夜単独室処遇を行わざるを得ない事情の解消に努めるなどの措置を講じている。

また、被収容者に懲罰を科する場合には、当該被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその被収容者の態度等を考慮しなければならない他、弁解の機会を与えなければならないなどの適正な手続を必要とすること、懲罰を執行する際には、刑事施設の医師の意見を聴かなければならないなどの措置が講じられている。

さらに、保護室への収容については、収容の要件がなくなったときは直ちに収容を中止すること、収容の期間は72時間以内とすること、ただし、特に継続の必要性がある場合には48時間ごとにこれを更新することができること、被収容者を保護室に収容し又はその収容の期間を更新した場合には、速やかに刑事施設の医師の意見を聴かなければならないなどの措置が講じられている。

そして、刑事収容施設法の規定に基づく受刑者の隔離、閉居罰等の懲罰及び保護室への収容の各措置について被収容者から法務大臣に対し不服の申立てがある場合であって、法務大臣がこれらの措置に違法又は不当はないと判断しようとするときは、法務省では、弁護士や医師等の外部の有識者で構成される「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」に諮り、第三者の視点からこれらの措置の当・不当等について審査を受け、その意見を聴くこととしているところである。

なお、死刑確定者は、来るべき自己の死を待つという特殊な状況にあり、極めて大きい精神的苦痛と動揺のうちにあるであろうから、刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるように注意する必要がある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第36条は、死刑確定者の処遇は、昼夜、単独室

において行うこととし、原則として、居室外においても相互に接触させてはならないと定め、死刑確定者の単独処遇を原則としているが、死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には、他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨をも定めている。

また、死刑確定者が孤独に苦しむことがないように、民間の篤志家による面接、宗教教誨の機会を与えたり、必要に応じ職員が職権により面接しているほか、自弁を許す物品の種類を、受刑者はもとより、未決拘禁者よりも広く認め、かつ、ビデオやテレビの視聴の機会を与えるなど、その心情の安定を図るための処遇を工夫して実施している。

問 15. 警察の留置施設や刑事施設を視察し、囚人や勾留者の拷問及び残酷な取り扱いに関する訴えを調査するための独立した第三者メカニズムを設立するために行っている措置があれば、情報提供願いたい。また、現存するメカニズムの下で寄せられた訴えの件数、調査の回数、犯罪者に科された処罰又は懲戒処分の回数及びその軽重、並びに被害者に提供された補償について、過去三年間の統計上のデータを提供願いたい。

(答)

刑事施設には、刑事施設の全般的な運営に関し、その実情を的確に把握した上で、国民の常識を反映した意見を述べる仕組みとして、刑事施設視察委員会が設置されている。委員会は、その権限、委員の任命手続等の面において、法務省や刑事施設からは一定の独立性を有しているといえるものであり、職員の不適正な職務執行が疑われる事案についても確認し、刑事施設の長に必要な情報の提供を求めるなどして調査を行うことが可能である。

また、被収容者の不服申立制度のうち、(1) 審査の申請、(2) 事実の申告について、法務大臣において、これらの不服申立てに係る措置に違法又は不当はないと判断しようとするときは、弁護士や医師等の外部の有識者で構成される「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」に諮り、第三者の視点からこれらの措置の当・不当等について審査を受け、その意見を聴くこととしているところである。

なお、被収容者は、これらの不服申立てのほか、法務大臣等に対する苦情の申出、裁判所に対する民事・行政訴訟の提起、捜査機関に対する告訴・告発等を行うこともでき、その申立て等の件数(総数)は、2005年は11,316件、2006年は13,021件、2007年は、13,237件となっている(注)が、被収容者の拷問及び残酷な取扱いを対象としたものの件数、調査の回数、被害者に提供された補償についての統計上のデータは、保有していない。

(注) 刑事収容施設法の施行(平成2007年6月1日)に伴い廃止された旧法に基づく不服申立件数を含む。

刑事施設職員による被収容者に対する暴行を理由とする刑事処分及び懲戒処分の状況は、以下のとおりである。

		平成17年	平成18年	平成19年
刑事処分		0	0	0
懲戒処分	(免職)	0	0	0
	(停職)	0	0	0
	(減給)	0	0	3
	(戒告)	2	0	0

留置施設にも、刑事収用施設法において、部外の第三者からなる留置施設視察委員会が留置施設を視察し、被留置者と面接し、留置業務管理者に意見を述べる制度を新設した。

また、刑事収容施設法において整備された被留置者による不服申立制度では、不服申立先の一つとして都道府県公安委員会を定めている。都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から都道府県警察を管理するものであり、被留置者による不服申立てに対する審査等は、都道府県公安委員会によって適切に行われるものである。

刑事収容施設法が施行された2007年6月から12月までになされた被留置者による同法に基づく不服申立ては350件であるが、このほか、被留置者が不服を申し立てる手続としては、警察法等に基づく都道府県公安委員会等に対する苦情の申出があり、そのうち被留置者が申し出た留置業務に関する苦情は、2005年が9件、2006年が14件、2007年が5件となっている。これらの申立て等については、すべて適正に処理されており、留置担当官が有罪判決や懲戒処分を受けたもの、被留置者の損害賠償請求が認められたものはない。

また、上記申立て等に係る事案以外で、2005年から2007年までの間、被留置者に対する特別公務員暴行陵虐罪又は特別公務員暴行陵虐致死傷罪で留置担当官の有罪が確定した件数は0件である。

問 16. 締約国が、警察による勾留者の取り調べにおける厳格な時間制限の導入、このような取り調べの組織的な監視及び弁護人の同席の確保並びに警察の留置施設における医療サービスへの迅速なアクセスを検討しているのか示されたい。いまだに刑事裁判中の多くの有罪判決が自白に基づいているのか。

(答)

1. 勾留者の取調べでの時間制限及び取調べの組織的な監視

警察では、やむを得ない場合のほか、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けなければならないこととするとともに、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に被疑者取調べを行う場合や、1 日につき 8 時間を超えて被疑者取調べを行う場合には、警察署長等の事前の承認を受けなければならないこととしている。

また、より一層の適正な取調べを確保するため、捜査担当部署以外の部署による取調べの監督を行うこととするなど、組織的な監視の制度を創設したところである。

2. 弁護人の同席確保

我が国の刑事司法手続においては、諸外国で認められているような司法取引や会話の傍受等の強力な証拠収集手段がほとんど認められていないことなどから、被疑者の取調べは、事案の真相を解明するため最も重要な捜査手法となっており、極めて重要な役割を果たしている。ところが、被疑者の取調べに弁護人を同席させることを義務付けることとした場合には、(1) 取調官が被疑者と向き合い、聴取と説得を通じてその信頼を得つつ、事案の真相を聞き出すという取調べの本質的機能を大きく阻害するおそれがあること、(2) 取調べの際に示される証拠や情報を弁護人が直接見聞することとなるため、例えば、他の客観的証拠等と矛盾する供述をしている被疑者に対し、取調官が一部の証拠の内容を示して矛盾点を問い質すなど、我が国で一般的に用いられている取調べの手法を用いることが困難となる場合が生じ、被疑者の供述の真偽を吟味しながら十分な取調べを行うことが困難となること、(3) 起訴前の身柄拘束には、最長 23 日間という期間制限が設けられているところ、弁護人の同席が得られない限り取調べを行うことができない仕組みとすると、必要に応じて迅速に取調べを行うことができなくなること、などにより、捜査に重大な支障を生ずるおそれがある。

この問題については、刑事手続全体における取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であり、様々な観点からの慎重な検討を要する問題であると考えている。

3. 警察の留置施設における医療サービス

被留置者に対する医療上の措置については、おおむね月に2回、留置業務管理者の嘱託する医師が被留置者の健康診断を行うこと、及び、被留置者が負傷し、又は疾病にかかっている場合には、公費により速やかに医師の診療を受けさせるなど必要な医療上の措置を執るものとするのが刑事収容施設法に規定されており、実際にも、これらの規定に従った運用がなされている。なお、2006年中に被留置者が医師による措置を受けた回数は、約25万回である。

4. 自白

我が国において言い渡された全ての有罪判決に占める自白事件の割合については、これを明らかとする統計がないが、2006年の地方裁判所及び簡易裁判所における第一審事件（略式手続事件を除く）の終局総人員89,016人のうち、自白事件の人員は81,254人となっている。しかしながら、我が国の刑事訴訟法上、自白が唯一の証拠である場合には、有罪とされないこととされていることから、自白だけで有罪判決がなされるものではない。

問 17. 締約国が、被送還者が拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰に直面する現実のおそれがある国へ強制送還されることを現時点で明示的に禁じていない「出入国管理及び難民認定法」(2006)を改正することを検討しているのか示されたい。

(答)

出入国管理及び難民認定法では拷問の文言や拷問の定義を規定していないが、同法第53条第2項において、国籍国又は市民権の属する国に送還できないときは、本人の希望により、我が国に入国する直前に居住していた国、我が国に入国する前に居住していたことのある国等に送還する旨定めている。この「送還することができないとき」には、単に物理的に送還が不可能な場合だけでなく、被退去強制者が国籍国(市民権の属する国)において拷問を受けるおそれがあると信じるに足りる実質的な根拠がある場合も含まれている。

さらに、同条第3項においては、難民条約第33条の規定、いわゆるノン・ルフールマンの原則を国内法化し、迫害国向けの送還は原則として行わないことを明確に規定している。

したがって、同条第2項及び第3項の規定により、国籍国(市民権の属する国)が拷問の危険性がある国の場合は、当該国への退去強制は行っておらず、本人の希望を考慮して、その他の国へ送還することとしている。

おって、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問の危険性のある国を含まないことを一層明確にする観点から、こうした方針に関する法改正を行うことの要否について検討するために、海外での事例を収集し、調査・研究を進めているところである。

問18. 強制送還を待つ外国人が虐待、嫌がらせを受け、医療サービスへのアクセスを奪われていると言われている入国管理局の収容施設の状態を改善するために、独立した監査又は不服申し立て体制を確立するような措置がとられているとすれば、それはどのようなものか。締約国は、これらの人々が長期にわたり収容されず、刑事事件の容疑者や囚人と異なり家族と隔離して収容されることはなく、仕切りのない部屋が望ましい)、退去までの間社会放免されることを、いかに確保しているのか示されたい。

(答)

入国管理局の収容施設に収容されている被収容者は、被収容者処遇規則に基づき、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、同施設の長に対してその旨を申し出ることができ、また、不服の申出について、同施設の長の判定に不服があるときは、法務大臣に対して異議を申し出ることができる制度が整備されており、これにより処遇の適正化を図ることが可能であると考えているので、これまでに、独立した監査又は不服申し立て体制を確立する新たな措置は講じていないが、入国管理局においては、処遇の透明性を確保する観点から、処遇に対する第三者的な監視システムを設けることについて、その設置の是非も含めて検討するために、刑事施設視察委員会の運用状況や海外での事例を収集し、調査・研究を進めているところである。

出入国管理及び難民認定法上、退去強制手続は、外国人の身柄を拘束して進めることとされているところ、長期にわたって送還できない場合や、収容期間の長短を問わず、年齢、健康状態、家族状況その他人道上配慮を要する場合には、個々の事案に応じて、仮放免制度を弾力的に運用し、一時的に身柄の拘束を解く措置をとっており、収容が長期間にわたらないよう配慮している。

なお、退去強制令書の発付を受けた後、仮放免制度により一時的に身柄の拘束を解かれた件数は、2003年に262件、2004年に382件、2005年に769件、2006年に671件、2007年に938件である。

問 19. 締約国の刑務所における過密と人員不足の問題を改善するために、どのような施策がとられているのか。

(答)

最近5年間の刑事施設における職員数の推移は、2003年度末が17、119人であったところ、2008年度末には18、517人となることから、人員不足の問題の改善を図るため、5年間で1、398人の職員を増加させた。

また、被収容者の収容人員については、1998年以降急激な増加が継続していたところ、最近に至って増加傾向に歯止めがかかる兆しはあるものの、依然として多くの施設において、過剰収容の状況が解消されておらず、2007年末では、79、809名となり、この5年間で、10、307名、率にして約15パーセント増加している。

特に受刑者等の既決被収容者の収容人員は、2008年3月末現在、70、918名(速報値)に達しており、収容率にして約104パーセントと、その状況は依然として厳しい状況にある。

過剰収容状況の解消のため、これまで、収容棟の増築工事などにより、収容能力の拡充に努めてきた。また、2007年度については、PFI手法を活用した刑務所の新設を含め、約5、000人分の収容能力を拡大し、2008年度末までには、更に約4、500人分の拡充をすることとしている。その結果、収容人員が現状のままであれば、概ねこれに対応できる収容規模を実現することができる見込みである。

問20. 性的搾取を目的とした女性及び児童の人身取引による締約国への入国及びその他の国への通過件数に関する最新の統計データを提供されたい。人身取引の被害者の保護及び非犯罪化のためにとった措置に関する情報を提供されたい。すなわち、人身取引刑事犯に対する効果的な訴追や処罰、証人の保護強化、長期間日本に滞在している被害者に対する「出入国管理及び難民認定法」第50条に基づく在留許可の付与、及び自国に送還された際に被害者が直面するリスクについての独立した機関による査定の確保が挙げられる。効果的な救済、シェルター、リハビリテーション、法的支援、通訳、社会保障及び医療サービスへの被害者によるアクセスを改善するためにどのような施策をとったか。

(答)

1. 人身取引による入国及び他国への通過件数データ

入国管理局では、人身取引の被害者の保護等を図る観点から、2005年に出入国管理及び難民認定法の一部改正を行い、人身取引対策の推進に積極的に寄与しているところ、同法改正以降、2005年中に保護した被害者は115人(うち児童7人)、2006年は47人(うち児童9人)、2007年は40人(うち児童0人)となっている。なお、人身取引被害者のその他の国への通過件数に係る統計は存在しない。

2. 人身取引被害者の保護及び非犯罪化のための措置

(1) 婦人相談所や民間シェルターの活用

人身取引被害者の保護については、2004年に策定された政府の「人身取引対策行動計画」において、47の都道府県に設置されている婦人相談所等を活用することが定められたところであり、2008年3月末までに222人の被害者を婦人相談所等において保護した。このように婦人相談所は、人身取引被害者の公的なシェルターとしても活用されており、政府は、これまで、心理療法担当職員の一部一時保護所への配置や外国人対応のための通訳雇上費の計上、一時保護中の医療費の支援、法的支援など、保護の充実に努めてきた。

また、2005年度から、人身取引被害者を民間シェルター等に一時保護委託する制度を実施し、被害者の母語を話せる職員がいる等の理由から、より適切な保護が見込まれる場合には、委託を行っている。

(2) 人身取引刑事犯に対する効果的な訴追、処罰、証人の保護強化

人身取引事犯については、2005年に刑法を改正して人身取引議定書で犯罪化が要請されているすべての類型につき処罰対象とし、人身取引事犯の訴追、処罰を重ねている。

また、検察官は、被害者を特定できる事項を明らかにすることで被害者の身体若しくは財産に害を加えられるおそれがあるときなど一定の場合には、証拠開示の際に弁護人に対し、被告人その他の者に被害者特定事項を知られないようにするよう求めることができるほか、2007年の刑事訴訟法改正により、裁判所は、わいせつ目的の人身買受け罪など一定の犯罪について、氏名及び住所その他の被害者を特定できる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるようになった。これらの規定により、証人となる被害者の保護が図られている。

(3) 被害者への在留許可の付与、自国に送還された被害者が直面するリスクについての独立した機関による査定

入国管理局では、人身取引被害者と認定した者が入管法違反者であるときには、その者の法的地位の早期安定化を図り、被害者の保護に資するため、①帰国した場合の生命・身体等の危険性、②刑事手続きへの協力（加害者の訴追のための証人等）、③被害者の心身の状態、保護の必要性、などの事情を考慮し、在留を特別に許可することとしている。その後、継続してわが国での在留を希望する場合には、個別の事情を総合的に勘案し、在留期間更新や他の在留資格への変更を許可することなどが法的に可能である。

また、2005年に入管法を改定し、人身取引等の被害者について、一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除き、また、人身取引等により他人の支配下に置かれたために不法滞在状態に陥った者であっても上陸特別許可及び在留特別許可の対象となることを明示した。この改訂以降、2007年末までの間に保護した人身取引被害者のうち、不法滞在状態にあった者全員について在留を特別許可した。

更に、帰国意思をもつ被害者については、帰国支援を担う国際移住機関（IOM）を通じて改めてリスクアセスメントを実施している。仮に帰国後にリスクがある場合には、本人に状況を説明の上、引き続き一時保護を実施する等、人道的観点からそれぞれの状況に応じた措置をとることになる。なお、帰国後に再び人身取引被害者とならないよう、IOMを通じ、本人の意思を尊重し個々のケースに応じた帰国後の社会復帰支援を実施している。

(4) 被害者救済のためのアクセス確保促進のために採っている措置

①匿名通報ダイヤルの設置

児童売春等の少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者になっている子供や女性の早期保護等を図ることを目的に、2007年10月に匿名通報ダイヤルを設置。受託団体が、市民から匿名による事件情報の通報を受け付け、その情報が警察に提供される。

②リーフレット

人身取引被害者が、警察、入国管理局等へ保護を求めやすくするためのリーフレットを作成（9ヶ国語対応）し、関係国在外公館の査証申請窓口、国際空港入国審査ゲート、在京関係国大使館、NGO等に広く配布した。

問 2 1. 1945 年以前に旧日本軍政の下で行われた従軍性的奴隷制度である「慰安婦」に対する法的責任を締約国が負うことを考えているか否か。また、まだ生存している加害者の調査及び訴追、この問題に関する一般国民に対する教育、及びアジア女性基金（1995－2007）によってカバーされなかった国を含め、被害者への適切な賠償を行うつもりがあるのかを示されたい。

（答）

そもそも、本規約は、我が国が規約を締結（1979年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を規約の履行状況の審査の場において取り上げることは適切ではない。

その上で申し上げれば、日本政府は、慰安婦問題に関し、1991年12月から1993年8月にわたり、全力を挙げて調査を行いその結果を発表するとともに、1993年8月に、慰安婦問題を多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると認識した上で、お詫びと反省の意を表明する旨の（河野）官房長官談話を発表した。同談話に示されたこのような立場は、日本政府の一貫した基本的立場である。

慰安婦問題を含め、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきており、慰安婦問題を含め、これら条約等の当事国との間では法的には解決済みである。

このような立場を踏まえつつ、日本政府は、本件問題への対応につき、国民的な議論を尽くした結果、既に高齢となられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、1995年7月に設立された、「アジア女性基金」が2007年3月をもって解散するまで同基金の事業に対して政府予算より約48億円の拠出を行うなど、最大限の努力を行ってきた。こうした慰安婦問題の事実関係や同基金の活動については、同基金のホームページ（<http://www.awf.or.jp>）上等において公表している。また、こうした資料については、アジア歴史センターのホームページ（<http://www.jacar.go.jp>）上でも閲覧が可能である。また、日本政府は、アジア女性基金の事業を通じて、元慰安婦の方々に、総理の謝罪のお手紙をお届けした。

政府としては、基金の事業を通じて表された日本国民の気持ちに理解が得られるよう、引き続き努力していく。また、基金の意思を継いで、

元慰安婦の方々のケアを行うための事業につき、積極的に協力していく。

問 2 2. 難民申請を却下された者が、退去に抗する理由を提出し事例を再審査してもらえる独立機関による効果的な救済へアクセスすることが可能か示されたい。また、そのような手続によって強制国外退去手続を留めることが可能なのか、及び庇護申請者が申請手続に際して弁護士、法的保護及び適切な通訳へのアクセスが確保されるのか示されたい。

(答)

法務大臣は、難民調査官による調査の結果に基づいて申請者の難民性を判断するが、その結果、難民と認定としない場合は、当該処分判断の基礎となった理由を個別具体的に付した通知書を申請者本人に交付するとともに、当該処分に不服がある場合は、出入国管理及び難民認定法第 6 1 条の 2 の 9 の規定により法務大臣に対して異議申立てをすることができる旨も併せて通知している。

難民と認定しない旨の通知書の交付を行うときは、行政事件訴訟法第 4 6 条の規定に基づき、取消訴訟の提起等に関する事項を書面により教示しており、裁判を受ける権利等について配慮している。

また、不法滞在者である難民認定申請中の法的地位の安定化を図るため、仮滞在許可制度を設けているところ、仮滞在の許可を受けた者については、退去強制手続を停止し、身柄の収容をしないまま難民認定手続を先行して行うこととしている。仮滞在を許可されなかった者については、難民認定申請中は送還を行わないことを法律に明記し、保護を図っている。

入管法において、難民認定申請者が弁護士を代理人として選任することを規制する規定はなく、申請者は弁護士を選任できる。

難民認定申請手続に係る通訳人については、申請者が機微な立場に置かれていることを十分配慮しつつ、可能な限り申請者の求める言語の通訳人を付している。

なお、出入国管理及び難民認定法第 6 1 条の 2 の 9 第 3 項は、法務大臣が異議申立てに対する決定をするに当たっては、すべての案件について難民審査参与員の意見を聴かなければならないとしている。

難民審査参与員は、法曹、学識経験者、N G O 等、幅広い分野から中立的な立場にある有識者が選ばれており、異なる専門分野出身の三名が一班を構成して案件の審査を行っている。

難民審査参与員は、同条第 5 項及び第 6 項の規定により、法務大臣に対し、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができるとされているほか、異議申立人の口頭意見陳述に立

会い審尋することができる」とされており、心証形成のために直接異議申立人を面接する権限が与えられている。

難民審査参与員制度は2005年5月から施行されたが、現在に至るまで、法務大臣が難民審査参与員が提出した多数意見と異なる判断を行った事例はない。

このように、出入国管理及び難民認定法の庇護手続きにおいては、申請から異議の申立てに至るまで庇護申請者の権利利益に配慮した適正な手続が確保されている。また、庇護申請を二次的に審査する中立的な第三者機関として難民審査参与員制度が設けられ、その意見を尊重する運用がなされている。

問 23. 前回の委員会の最終見解をふまえ、労働者が労働組合に加入していることを示す腕章を着用している場合に不当労働行為の申立てについての審問を行おうとしないというのが事実であれば、その理由を示されたい。

(答)

中央労働委員会では、我が国の法律により付与されている審問廷の秩序を維持する権限と義務（労働組合法（1949年法律第174号）第27条の11）に基づき、審問廷における秩序維持を図る等のため、当事者及び傍聴者の腕章の着用を認めない方針をとっており、政府としては、この問題は準司法的手続である不当労働行為の審査手続に関する問題であることから、独立行政委員会である中央労働委員会が自らの判断で行う対応を尊重すべきであると考え

2000年4月以降、中央労働委員会において、腕章の着用を理由に審問を拒絶した事実はない。

問 2 4 . 締約国が、特に国民的、人種的又は宗教的憎悪を扇動する行為を刑事罰の対象としたり、そのような行為の背景にある人種主義的な動機を状況を悪化させる要因として捉えるために、刑法の条項を改正する考えがあるのか示されたい。

(答)

我が国では、それらの行為を適切に処罰できているから、そのような改正の必要はない。

すなわち、差別的思想等の流布や表現に関しては、それが特定の個人や団体の名誉や信用を害する内容であれば、刑法の名誉毀損罪、信用毀損・業務妨害罪等で処罰可能であるほか、特定の個人に対する脅迫的内容であれば、刑法の脅迫罪、暴力行為等処罰に関する法律の集团的脅迫罪、常習的脅迫罪等により処罰可能である。また、このような差別的思想等を動機・背景とする暴力行為については、刑法の傷害罪、暴行罪等により処罰可能である。

問 25. 児童虐待の報告に関する綿密な調査、加害者の訴追及び処罰、治療やカウンセリングの需要増加に伴う十分な資金と適切な人材の確保、性交同意最低年齢を現行の13歳から引き上げる等を一例とした、児童虐待防止を目的とした包括的な戦略の採用など、性的虐待を含む児童虐待を根絶するためにどのような施策を講じているか。

(答)

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じている。特に、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築を促進しており、地方自治体レベルにおける虐待防止のためのネットワーク（要保護児童対策地域協議会）は、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、積極的な設置を働きかけている。

また、児童虐待を防止するため、2000年11月、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、2004年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われた。さらに、2007年、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正法が成立し、2008年4月に施行され、(1)児童の安全確認等のための立入調査等の強化、(2)保護者に対する面会・通信等の制限の強化、(3)保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化、(4)国及び地方公共団体による児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析の責務の明確化等の児童虐待防止対策の強化が行われた。

治療やカウンセリングの需要増加に対応するため、児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等へのカウンセリングを強化するための財政的支援を行うとともに、児童養護施設等においては心理担当職員の配置等を行っている。

また、近年、地方公務員の総量が抑制されている中、児童相談所の児童福祉司については、地方交付税措置により継続して増員が図られているとともに、児童福祉司や児童虐待に関わる地方公共団体の職員等の専門性の向上を目的とした研修体系の充実も図られている。

児童買春及び児童ポルノを規制し児童を性的搾取及び性的虐待から守るため、1999年に児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律を制定した。2004年には同法を改正して、児童買春や不特定多数人への児童ポルノ提供等の罪の

法定刑を引き上げたほか、特定少数者に対する児童ポルノ提供行為を処罰化するなど処罰範囲を拡大した。さらに、児童ポルノの撲滅にはその需要を絶つことが重要であるとの認識から、2008年6月、児童ポルノの単純所持についても犯罪化する法改正案が国会に提出された。

問 26. 締約国は、前回の政府報告審査に係る委員会の最終見解を踏まえ、「合理的な差別」の概念に関する立場を変えたのか。

(答)

我が国は、委員会の一般的性質を有する意見 18 パラ 13 にも述べられているのと同様に、規約が規定する差別の禁止は、不合理な差別を禁止しているものであり、合理的な根拠に基づく区別を禁止しているものではないと考えている。

我が国では、ある取扱いに関する差異が、合理的であるか否かについては、そのような差異が設けられた目的を考慮し、それぞれの事案により個別具体的に、経済的、社会的その他の種々の事実関係を踏まえ、総合的に価値判断を行っている。

我が国は、規約に規定されたとおり、差別の禁止に努めていく所存であり、委員会が「合理的な差別」と呼んでいる概念を根拠として、恣意的な差別を行うことはない。

問 27. 嫡出でない子に対する差別の撤廃を目的とし、特に国籍や相続権にかかる法律を改正し、「非嫡出子」の概念を法律上及び運用上除去する意志があるか示されたい。

(答)

1. 国籍

我が国の国籍法は、第2条第1号において、出生の時に父又は母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得すると規定している。これは、出生の時に日本国民である父又は母との間に、法律上の親子関係があることに、我が国との結合関係を見出し、日本国籍を付与するものであり、嫡出子か、嫡出でない子かの区別はない。

また、国籍法第3条第1項では、日本国民である父と外国人母との間に生まれた嫡出でない子については、国籍法第2条により出生時に日本国籍を取得しない場合でも、父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した場合には、届出による日本国籍の取得を認めている。これは、父母が婚姻したことによって、通常は、日本国民の家族関係に包摂され、我が国との密接な結合関係が明らかになったと考えられたことによるものである。

しかしながら、2008年6月、最高裁判所は、国籍法第3条第1項の規定が、父が出生後に認知した子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得する準正が生じた子と、単に認知されたにとどまる嫡出でない子との間に国籍取得に関する区別を生じさせていることは、合理的な理由のない差別であるとして、憲法第14条第1項に違反すると判断したところであり、現在、この国籍法第3条については、最高裁判決を十分に検討した上で、改正する方向で対処することとしている。

2. 相続権

1996年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この要綱における改正事項として、嫡出でない子の法定相続分を嫡出である子と同等とすることなどを内容とする提言がされた。この民法改正の問題は、婚姻制度や家族の在り方に関わる重要な問題であり、国民各層や関係方面で様々な議論があることから、現在国民の意見の動向を注視している状況にある。

なお、民法第900条第4号ただし書は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出である子の立場を尊重するとともに、嫡出でない子の立場にも配慮して、嫡出でない子に嫡出である子の2分の1の法定相続分を認めることにより、法律婚の尊重と嫡出でない子の保護との調整を図ったものであって、不合理な差別規定ではない。

また、我が国の現行法上、「嫡出でない子」につき、「非嫡出子」とい

う用語を用いている例はない。

問 28. 少数民族の児童、特に在日韓国・朝鮮人、アイヌ民族に関し、独自の言語や文化について学べる十分な機会を提供するためにとった施策につき情報を提供されたい。在日韓国・朝鮮人やその他の少数民族の学校を公式に認め、非差別を基礎として補助金を提供し、これらの学校の修了証書を大学入学資格を得ることのできるものと認める上でどのような施策をとっているのか。

(答)

1. 在日韓国・朝鮮人に対する施策

義務教育諸学校に在籍する場合には、課外等において、母語・母文化に触れる機会を設けることは可能である。

また、多くの在日韓国・朝鮮人学校等において、在日韓国・朝鮮人は独自の文化について学べる機会を得ている。これらの学校等については、そのほとんどが既に各種学校として所轄庁（各都道府県）の認可を受けており、その所轄庁等が補助金を提供している。

我が国の大学の入学資格については、我が国の国籍の有無にかかわらず、我が国の高等学校等の卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者に認められる。また、2003年9月、大学入学資格の弾力化を行い、我が国にある外国人学校の修了者について、(1)外国政府により、高等学校に相当する当該外国の学校と同等のものとして当該外国の制度上位置付けられた我が国における教育施設の修了者、(2)国際的な評価団体（WASC、ECIS(CIS)、ACSI）の認定を受けた外国人学校の修了者、(3)大学において個別の入学資格審査により認められた者、を新たに追加したところであり、外国人の子女については、既に、広く大学入学資格が認められている。

2. アイヌ民族に対する施策

「アイヌ文化の振興並びにアイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌ文化の振興等を図るため、同法に規定される指定法人である財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する次の事業に対し支援を行っている。

(1) 親と子のアイヌ語学習事業

アイヌ民族の親子を対象とし、アイヌ語話者及びアイヌ語研究者の協力を得て、アイヌ語の振興及びアイヌの伝統や保存を図る。

(2) 小中学生向け副読本の作成配布

アイヌの歴史や文化についての児童・生徒の理解を深めるため、学校教育の場で使用される副読本を作成し、全国の小中学校へ配布してアイ

又の歴史や文化などについて知識の普及啓発を図る。

問 29. 今回の報告書を提出するにあたり、その準備過程において市民社会や少数民族の代表を参加させたり、規約に関する情報を広めるために採った措置に関する詳細な情報を提供されたい。

(答)

我が国は、規約に関する第5回政府報告を作成するにあたり、2001年及び2003年に、NGOを対象とした非公式ヒアリング及び外務省ホームページを通じた書面による意見募集を行った。

2001年10月の非公式ヒアリングには、NGO35団体及び政府10省庁が参加し、政府報告作成に関する自由な意見交換を行った。また、2003年10月の非公式ヒアリングには、NGO44団体及び政府10省庁が参加し、少数民族に関連するNGOも参加し、活発な議論が行われた。

また、国際人権規約の情報を国民に広めるために、外務省はパンフレット作成等にも積極的に取り組んでおり、1998年には、「世界人権宣言と国際人権規約」というパンフレットを作成し、2006年には「国際社会と人権」というパンフレットを作成した。外務省ホームページにおいても、国際人権規約の紹介を行っている。

(了)